

第1回山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会次第

日 時 : 令和7年11月4日(火) 18:00

場 所 : 山都公民館 多目的ホール

< 委嘱状交付 >

< 第1回山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会 >

1 開 会

2 あいさつ

3 山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会設置要綱について

4 委員紹介

5 委員長及び副委員長の選出

委員長(1名) _____ 副委員長(1名) _____

6 議 事

(1) 山都中学校及び高郷中学校の統合について

(2) 統合準備委員会の取組について

(3) 部会の設置について

(4) 今後のスケジュールについて

(5) 山都・高郷地区「育みの丘」構想(案)について

(6) その他

7 そ の 他

8 閉 会

山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山都中学校と高郷中学校の統合を円滑に実施するため、山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合に伴う学校の校舎、名称、校歌、校章等の選定に関すること。
- (2) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織及び設置期間)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員会の設置期間及び委員の任期は、前条の協議が終了するまでとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、特定の事項について検討するため、必要に応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年10月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に開催する委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

別表（第3条関係）

No.	所 属 等
1	山都町行政区長会長
2	山都町行政区長会長が推薦する者
3	高郷町行政区長会長
4	高郷町行政区長会長が推薦する者
5	山都中学校PTA会長
6	山都中学校PTA会長が推薦する者
7	高郷中学校PTA会長
8	高郷中学校PTA会長が推薦する者
9	山都小学校PTA会長
10	山都小学校PTA会長が推薦する者
11	高郷小学校PTA会長
12	高郷小学校PTA会長が推薦する者
13	山都地区学校運営協議会長が推薦する者
14	高郷地区学校運営協議会長が推薦する者
15	山都中学校長
16	高郷中学校長
17	山都小学校長
18	高郷小学校長
19	学識経験者

山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会委員名簿

No.	所 属 等	氏 名	備 考
1	山都町行政区長会会長	田代 衛	
2	山都町行政区長会幹事	五十嵐 知	
3	高郷町行政区長会会長	中島 克弘	
4	高郷町行政区長会副会長	石田 久敏	
5	山都中学校 P T A 会長	田代 哲	
6	山都中学校 P T A 副会長	齋藤 大亮	
7	高郷中学校 P T A 会長	高久 恭平	
8	高郷中学校 P T A 副会長	宮澤 一平	
9	山都小学校 P T A 会長	霜鳥 智也	
1 0	山都小学校 P T A 副会長	中園 道暁	
1 1	高郷小学校 P T A 会長	遠藤 健治	
1 2	高郷小学校 P T A	二瓶 竜也	
1 3	山都地区学校運営協議会副会長	高橋 周	
1 4	高郷地区学校運営協議会会長	須藤 仁一	
1 5	山都中学校長	鶴巻 厚保	
1 6	高郷中学校長	伊藤 武徳	
1 7	山都小学校長	佐藤 祐司	
1 8	高郷小学校長	塩生 敬久	
1 9	学識経験者	小林 一裕	

6 議事

(1) 山都中学校及び高郷中学校の統合について

… 山都町及び高郷町の小中学校及び就学前の人数（令和7年10月1日現在）

ア 令和7年度喜多方市立中学校生徒数

校名	1年	2年	3年	計
喜一中	81	64	92	237
喜二中	101	85	87	273
喜三中	33	52	63	148
会北中	7	7	9	23
塩川中	98	93	86	277
山都中	13	16	5	34
高郷中	3	12	9	24
計	336	329	351	1,016

イ 令和7年度山都小・高郷小児童数

学年	山都小	高郷小	計	令和10年度
6年	20	14	34	中学3年
5年	12	10	22	中学2年
4年	13	6	19	中学1年
3年	7	8	15	小学6年
2年	12	11	23	小学5年
1年	8	4	12	小学4年
計	72	53	125	

ウ 令和7年度山都町・高郷町就学前人数

年齢	山都町	高郷町	計	令和10年度
6歳児	9	4	13	小学3年
5歳児	7	4	11	小学2年
4歳児	8	4	12	小学1年
3歳児	8	5	13	
2歳児	3	0	3	
1歳児	5	2	7	
計	40	19	59	

エ 令和8年度以降の生徒数推計（山都中）

山都中	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
3 年	1 6	1 3	2 0	1 2	1 3	7
2 年	1 3	2 0	1 2	1 3	7	1 2
1 年	2 0	1 2	1 3	7	1 2	8
計	4 9	4 5	4 5	3 2	3 2	2 7

山都中	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19
3 年	1 2	8	9	7	8	8
2 年	8	9	7	8	8	3
1 年	9	7	8	8	3	5
計	2 9	2 4	2 4	2 3	1 9	1 6

オ 令和8年度以降の生徒数推計（高郷中）

高郷中	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
3 年	1 2	3	1 4	1 0	6	8
2 年	3	1 4	1 0	6	8	1 1
1 年	1 4	1 0	6	8	1 1	4
計	2 9	2 7	3 0	2 4	2 5	2 3

高郷中	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19
3 年	1 1	4	4	4	4	5
2 年	4	4	4	4	5	0
1 年	4	4	4	5	0	2
計	1 9	1 2	1 2	1 3	9	7

※2クラス  ※1クラス

カ 令和8年度以降の生徒数推計（山都中＋高郷中）

山＋高	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
3 年	2 8	1 6	3 4	2 2	1 9	1 5
2 年	1 6	3 4	2 2	1 9	1 5	2 3
1 年	3 4	2 2	1 9	1 5	2 3	1 2
計	7 8	7 2	7 5	5 6	5 7	5 0

山＋高	R 14	R 15	R 16	R 17	R 18	R 19
3 年	2 3	1 2	1 3	1 1	1 2	1 3
2 年	1 2	1 3	1 1	1 2	1 3	3
1 年	1 3	1 1	1 2	1 3	3	7
計	4 8	3 6	3 6	3 6	2 8	2 3

- ・山都中学校 … 現状の1学年1学級を保つことができるが、令和13年度に全校生徒が30名を下回り、さらに令和18年度に20名を下回る見込みです。
- ・高郷中学校 … 令和14年度に全校生徒が20名を下回り、令和18年度に全校生徒が10名を下回る見込みです。令和14年度から複式学級となることが見込まれ2学級となり、令和19年度には1学級となることが見込まれます。

複式学級になると、配置される教員数が減り、複数学校兼務教員や非常講師等で対応することとなります。さらに、養護教諭や学校事務の先生が配置されない状況になってしまいます。

このようなことから、子どもたちにとって、各学級に相応の生徒数が確保され、さらに、きめ細かな指導や対応ができる教職員体制となる学習環境を整えるため、山都中学校と高郷中学校を統合していく。

<適正規模適正配置にあたって配慮すべき事項>

(1) 児童生徒への配慮

- ・学びの環境づくりを進めていく。
- ・部活動など、充実した学校生活を送ることができるような取組を検討する。
- ・統合前から学校間の合同授業や行事等の交流事業を計画的に実施する。

(2) 通学への配慮

- ・遠距離通学となる児童生徒については、スクールバスの運行等について検討する。

(3) 地域と学校との関わりへの配慮

- ・幅広い地域住民等の参画を得て地域コミュニティと学校との連携を強化し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動（郷土学習、地域の行事、部活動等）を推進する。

<山都中学校及び高郷中学校の統合に関する合意書>

第1条 山都中学校及び高郷中学校は、令和10年4月1日に統合する。

第2条 統合に伴う学校の校舎、名称、校歌、校章及びその他統合に向けて必要な事項については、山都中学校及び高郷中学校統合準備委員会において協議する。

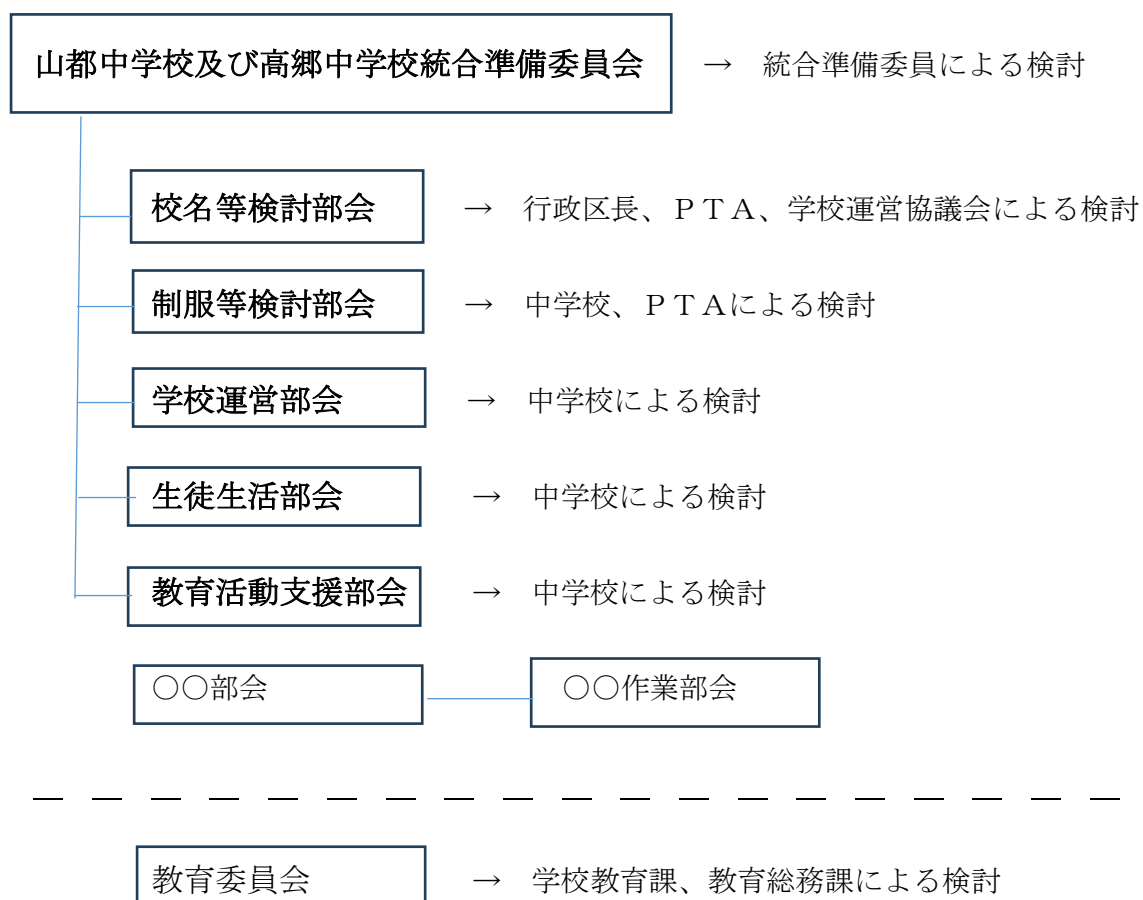
第3条 統合を進めるにあたり、山都中学校及び高郷中学校の生徒が心地よく学校生活を送ることができるように配慮する。

(2) 統合準備委員会の取組について

- ・熱塩小学校と加納小学校の統合より
- ・第二中学校と会北中学校の統合より

(3) 部会の設置について

- ア 設置要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり部会を設置する。
- イ 各部会に部会長及び副部会長を選任する。
- ウ 必要に応じて部会長は、会議や作業等に他の委員を招集することができる。
- エ 各部会に作業部会を設置することができる。



部会等	検討内容（案）	部会員等（案）
統合準備委員会	・統合に関することの協議、承認、決定 ・校舎の選定に関すること	統合準備委員会委員 19 名
校名等検討部会	・校名、校歌、校章の選定方法及び選定 ・統合準備委員会への提案に関すること	統合準備委員会委員 14 名 (No. 1 ～No.14)
制服等検討部会	・制服、ジャージ等の選定方法及び選定 ・統合準備委員会への提案に関すること	山都中学校長 高郷中学校長 P T A (No. 5 ～No.12)
学校運営部会	・教育目標に関すること ・校務運営組織に関すること ・教育課程に関すること ・支援組織（学校運営協議会、P T A、地域と学校の関り）に関すること ・学校行事に関すること ・その他 ・統合準備委員会への提案に関すること	山都中学校長、教頭、教員 高郷中学校長、教頭、教員
生徒生活部会	・生徒会に関すること ・生徒指導に関すること ・生徒の安全な生活に関すること（通学路、通学方法、通学の安全対策、スクールバスの運行計画等） ・教材費、学年費、学級費等に関すること ・統合準備委員会への提案に関すること	
教育活動支援部会	・統合中学校への移転に関すること ・統合中学校への引継ぐ備品等に関すること ・備品等の処分に関すること ・統合準備委員会への提案に関すること	
教育委員会	・統合に向けた検討及び選定 ・スクールバスの運行に関すること ・給食の提供に関すること ・統合準備委員会及び部会に関すること ・統合準備委員会への提案に関すること	学校教育課 教育総務課